



# 熊本県公報

号外 第15号  
令和8年(2026年)  
3月23日(月)  
(毎週 火・金発行)

## 目 次

### 告 示

- くろまぐろに関する令和7管理年度における知事管理漁獲可能量の変更…………… (水産振興課) 1
- 特定水産資源くろまぐろ(小型魚)に関する令和7管理年度の漁獲の状況…………… ( " ) 1

## 告 示

### 熊本県告示第242号の2

漁業法(昭和24年法律第267号。以下「法」という。)第16条第1項の規定により、くろまぐろに関する令和7管理年度(令和7年(2025年)4月1日から令和8年(2026年)3月31日までの期間をいう。)における知事管理漁獲可能量を次のとおり変更したので、同条第5項において準用する同条第4項の規定により、公表する。

令和8年(2026年)3月23日

熊本県知事 木 村 敬

特定水産資源「くろまぐろ(小型魚)」及び「くろまぐろ(大型魚)」に関する令和7管理年度における法第16条第1項に規定する知事管理漁獲可能量は、次のとおりとする。

知事管理区分	知事管理漁獲可能量	
	変更前	変更後
熊本県くろまぐろ(小型魚) 知事管理区分	39.0トン	41.7トン
熊本県くろまぐろ(大型魚) 知事管理区分	6.4トン	6.4トン

### 熊本県告示第242号の3

熊本県特定水産資源の採捕の停止に関する規則(令和2年熊本県規則第49号)第3条第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和8年(2026年)3月23日

熊本県知事 木 村 敬

熊本県資源管理方針(令和2年熊本県告示第872号の2)の別紙1の3に規定する熊本県くろまぐろ(小型魚)知事管理区分におけるくろまぐろ(小型魚)の漁獲量の総量が当該知事管理区分に係る知事管理漁獲可能量を超えており、又は超えるおそれが著しく大きいとは認められなくなったので、漁業法(昭和24年法律第267号)第33条第2項第1号に掲げる場合に該当しない。